

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで

私は、昭和36年4月に国民年金に加入してから、未納とすることなく保険料を納付してきた。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人は、国民年金保険料を20歳のころから未納とすることなく納付していたとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、申立人の国民年金保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和44年12月4日にA市に転居していることが戸籍の附票により確認できるところ、申立人が所持していた国民年金手帳を見ると、同年12月5日にA市で発行されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料については、A市において納付が可能な状態であったものと推認できる。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料を納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月及び同年3月

私は、昭和49年2月28日に、市役所で国民年金に任意加入し、その場で、職員の指示に従い申立期間の保険料を納めた。

平成20年ごろに送られてきたねんきん特別便を確認したところ、昭和49年2月から1年ぐらいの期間が未納とされていることが分かり、所持していた領収書により、申立期間の直後の納付記録は訂正された。しかし、申立期間の領収書はどうしても見つからず、記録訂正されていないが、私は市役所の職員の指示どおりに保険料を納めたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金の加入期間（第3号被保険者期間を除く。）について、付加保険料も含めてすべて納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間直後の昭和49年4月から同年12月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料について、申立人の所持する当該期間の保険料を納付したことを示す領収書により、平成20年6月9日及び21年6月23日に、未納から納付済に記録訂正されていることが確認できることから、行政側において、申立人に係る国民年金記録の管理が適切でなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、昭和49年2月28日に国民年金の任意加入の手続を行った上で、保険料を納付したとしているところ、マイクロ台帳によると、同日に付加保険料の納付申出されていることが確認できることから、申立人が、任意

加入の手続を行いながら、申立期間の国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料のうち定額保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

夫が会社の事務員の方から、「奥さんも年金を掛けた方がいい。」と勧められたので、私は、老後のことを考えて、A市役所B出張所で国民年金の加入手続を行った。

保険料の納付については、ほとんど忘れていたが、いつも買い物にA市まで行っており、その途中の郵便局で納付書に現金を添えて保険料を納めていたことを覚えている。

領収書などは手元に残しておらず、証明するものは残っていないが、ずっと納付していたと思っていた保険料が思いもよらず未納となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除くすべての国民年金期間を任意加入被保険者として付加保険料と併せて保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間の前後の保険料を納付済みである上、申立期間の前後を通じて申立人の夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化はみられない。

さらに、A市が保管する国民年金保険料収滞納一覧表によると、申立期間前の保険料は口座振替により納付していることが確認できるところ、同市では、申立期間当時における現年度保険料の納付は、口座振替及び集金人による徴収であったとしており、口座振替により国民年金保険料を納付している場合、残高不足により保険料が納付されなければ、4月から12月までの期間については同市から通知し、1月から3月までの期間については、年度が替わり、経過

した年度の同収滞納一覧表が市町村から社会保険事務所（当時）に進達されるため、社会保険事務所から付加保険料を除く定額保険料の過年度納付書を送付していたとしている。そこで、申立人の国民年金被保険者原票を見ると、昭和54年度の備考欄には㊦の印影が確認でき、同印影について、年金事務所によれば、過年度納付書の発行など未納期間について納付を促す通知が行われたことを意味するものであるとしていることから、申立期間に係る定額保険料の過年度納付書が発行されたと考えられる。

加えて、過年度納付の場合、上記のとおり社会保険事務所が過年度納付書により定額保険料を徴収するため、納付場所は銀行、郵便局、又は社会保険事務所であったとしており、申立人が保険料を納めていたと記憶している郵便局においても納付可能である。

これらを踏まえると、納付意識の高い申立人が当該納付書を受領しながら、申立期間に係る定額保険料を未納のまま放置するとは考え難い。

一方、付加保険料については、原則、定額保険料が納付された上で、納付期限までに納付されない場合、制度上、納付することができないことから、申立期間に申立人が付加保険料を納付できたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料のうち定額保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

申立期間当時、主人はサラリーマンで、その妻は年金が無いという情報を聞いて不安になったので、自ら市役所において国民年金の任意加入の手続を行った。国民年金保険料は、転居しても未納無く納めてきたはずなのに、ねんきん特別便を見ると、3か月が未納とされているのが分かり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和48年7月9日に国民年金に任意加入し、申立期間を除く国民年金の任意加入期間の保険料はすべて納付済であることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立期間と近接する昭和53年4月から同年6月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料について、申立人が所持する当該期間の保険料を納付したことを示す領収書により、平成18年12月11日及び21年11月19日に、未納から納付済みに記録訂正されていることが確認できる上、マイクロ台帳によると、昭和54年1月から同年3月までの期間について、国民年金保険料が納付済みと記録されているにもかかわらず、オンライン記録では、平成21年11月19日に記録訂正されるまでは未納と記録されていたことが確認できることから、行政側において、申立人に係る国民年金記録の管理が適切でなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、納付意識の高い申立人が、国民年金に任意加入しながら、申立期間の国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（B社の関連会社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月15日から同年11月1日まで

私は、昭和27年4月にB社（現在は、D社）に入社し、46年12月に退職するまでの間、同社及び同社の関連会社に継続して勤務したにも関わらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の証言、D社からの回答及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、B社及びその関連会社に継続して勤務し（E社本社工場からA社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和38年6月又は同年7月に被保険者資格を取得している元従業員11人のうち申立人を記憶する6人のうち3人は、「私が同社C支店で勤務を開始する前から申立人は勤務していた。」とそれぞれ証言していることから、同年5月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和38年11月の社会保険事務所（当時）の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資

料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年2月1日までの期間について、事業主は、申立人が19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、21年2月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年2月26日まで

私は昭和18年4月にA社B事業所に入社し、同年6月末にC事業所に、19年4月にD事業所に、同年10月にB事業所に異動した。E事業所への転勤を命じられて21年2月25日に退社したが、厚生年金保険の被保険者期間が19年6月1日から同年10月1日までの4か月のみとなっており、納得できない。B事業所で勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和19年10月にA社D事業所から同社B事業所に異動し、その後、E事業所への転勤を命じられ21年2月25日に退社した。」と主張しているところ、複数の元同僚が「B事業所において申立人と一緒に勤務していた。」と証言している上、このうちの一人が「申立人とは、D事業所及びB事業所で一緒だったが、昭和21年2月に多くの同期生がE事業所への転勤を命じられ、自分や申立人を含む同僚のほとんどが一緒に退職した。」と証言していることから、申立人が、申立期間当時、A社B事業所において勤務していたことが認められる。

また、A社B事業所の複数の元従業員は、「B事業所の職員は、全員、正社員だった。」と証言している上、申立人が所持する写真2枚(うち1枚につい

て、元同僚の一人は昭和 20 年 5 月に同社 B 事業所において撮影と証言) に写っている同期生のうち、氏名が判明した 13 人(申立人を含む。)全員が同社 D 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」と言う。)において 19 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

この 13 人のうち 7 人については、B 事業所に係る被保険者名簿においては被保険者記録が確認できるものの、申立人を含む 6 人の記録は確認できない。

さらに、上記同期生 6 人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、3 人が D 事業所での資格喪失日(2 人は昭和 19 年 6 月 1 日、1 人は 20 年 3 月 1 日)と同日に B 事業所において資格取得していることが確認でき、被保険者名簿の記録管理の不備が推認される。

加えて、上記の A 社 B 事業所に係る被保険者名簿には、健康保険番号欄の記載が無く、欠番の有無を確認することができない上、昭和 21 年 9 月 1 日以前に被保険者資格を喪失した者の記録が無いことから、当該名簿は、この当時、在職していた者を対象に復元されたものと考えられるところ、事務センターでは、「当該事業所の申立期間当時の管轄社会保険事務所が管理する戦時中の被保険者名簿には、不備のある記録が多い。理由は不明であるが、戦災による消失等の可能性がある。」としている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において適切な記録管理が行われていなかったと考えられ、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時は保険出張所)に対し行ったと認めるのが相当であり、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日については、上記の B 事業所の元同僚の被保険者資格喪失日から、21 年 2 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

なお、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和 44 年法律第 78 号)附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成4年2月14日、資格喪失日に係る記録を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月14日から同年3月1日まで

私は、B社から出向していたC社から平成4年2月14日付けでD社に出向したが、転籍した際の申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、平成4年2月14日付けでD社に出向したとしているところ、B社は、「申立人は、平成4年2月14日付けで当時D社に関する業務を受け持っていたA社に出向し、翌日には同社に着任している。」と回答していることから、同社に勤務していたことは推認できる。

また、オンライン記録によると、D社は、平成4年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、出向した時点においては、当該事業所は適用事業所となっていないものの、B社は、「当社では関係子会社への異動は出向扱いとなっており、入社から退社するまで空白が生じることはないので、D社が適用事業所となるまではA社の被保険者として取り扱うべきであった。」と回答している上、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立期間はA社の被保険者であることが確認できる。

さらに、B社は、「出向扱いであれば、継続して勤務しているので、給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社で継続して

勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人は、D社において開業準備を行っていたとしていることから、申立人の同社に係る平成4年3月の資格取得時の標準報酬月額41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難い。このため、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成4年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は事後訂正の結果 150 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 26 日

平成 15 年 12 月 26 日に支給された賞与 150 万円から相当額の厚生年金保険料を控除されていたが、私の年金記録によると、当該標準賞与額が 15 万円とされており、勤務先の事業所から社会保険事務所（当時）へ訂正届が提出されたものの、時効により年金額には反映されないと聞いたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初 15 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 19 年 7 月に 15 万円から 150 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（150 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（15 万円）となっている。

しかしながら、申立人が所持する申立期間に係る給料支払明細書から、申立

期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和20年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出、及び22年9月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立期間について、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年12月から21年3月までを50円、同年4月から同年10月までを240円、同年11月から22年5月までを330円、同年6月から同年8月までを600円とすることが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月1日から22年9月30日まで

昭和18年4月にA社（現在は、B社）に入社し、終戦後の20年8月30日に一時退職したが、元同僚から復職できる旨の通知があり、同年12月に復職し、22年9月30日まで勤務したにもかかわらず、復職後の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。B社C工場の保管している厚生年金加入記録から、厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C工場が保管する厚生年金番号台帳及び申立人が記憶している複数の元同僚がA社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、B社C工場は、「厚生年金番号台帳の記載から、申立てどおりの厚生年金保険の届出を行い、保険料も納付したものである。」と回答している上、同台帳の申立人の被保険者番号欄は空欄となっているものの、申立人と同様に、被保険者番号欄が空欄の者が、A社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者資格があることが確認でき、その資格取得日及

び資格喪失日は、同台帳の記録と一致することから、同社では、同台帳に基づき、厚生年金保険に係る届出を社会保険事務所に行っていたものと推測できる。

さらに、上記台帳によると、申立人が昭和20年12月1日に資格取得し、22年9月30日に資格喪失していることが確認できる。A社に係る被保険者名簿によると、申立人が20年12月1日に被保険者資格を取得した旨の記載が確認できるが、申立人が同日に資格取得した旨の記載のある同名簿は3枚（同じ名簿が書き換えされたことにより3枚の該当名簿が存在すると思われるが、作成の経緯については確認できない。）あることが確認でき、そのうちの2枚には、申立人の欄に取消線と思われる二重線が記載されている。

しかし、この記載について、i) 二重線が記載されている名簿2枚のうちの1枚には、申立人と同様に二重線が記載されている被保険者が二人（資格取得日はいずれも昭和20年12月1日）確認できるものの、それぞれ、別の被保険者名簿又は旧台帳において、20年12月1日を資格取得日とする被保険者記録が確認できること、ii) 二重線が記載されている別の1枚は、申立人の被保険者番号欄が空欄となっているものの、申立人と同様に二重線が記載され、被保険者番号欄が空欄となっている被保険者3人のうち1人が、オンライン記録において、被保険者名簿と同じ資格取得日（21年2月6日）とする被保険者記録が確認できることから、当該名簿に記載されている二重線は、必ずしも被保険者資格の抹消を意味するものではないと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22年9月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、同時期に被保険者記録を有する従業員の記録から、昭和20年12月から21年3月までを50円、同年4月から同年10月までを240円、同年11月から22年5月までを330円、同年6月から同年8月までを600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、33年8月及び同年9月は1万円、同年10月から34年8月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

私は、昭和31年3月26日にA社へ入社し、その後、同社C支店に転勤となった。34年10月1日に退職するまで、一貫してD業務に従事していたが、申立期間（同社C支店勤務）の年金記録が欠落している。同一企業における転勤に伴って資格喪失日と資格取得日の間に空白が生じていることに納得できない。年金記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主、元同僚の供述及び元従業員が保管していた給与明細書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立期間前後の記録及び元同僚に係る同名簿の記録から、昭和33年8月及び同年9月を1万円、同年10月から34年8月までを1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、事業主が昭和33年8月1日を資格喪失日として届け、

その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月から34年8月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、昭和21年4月27日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年1月から同年3月までは65円、同年4月から21年3月までは120円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和20年1月1日から同年8月18日までの期間については、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月1日から21年4月27日まで

私は、A社のC丸に乗船し、被爆し下船するまで乗船勤務していた。船員保険の被保険者記録が昭和20年1月1日付けで資格喪失となっていることに納得できない。同月ごろは、D国からE港までの航行中で危険な毎日だった。途中、F社に統合されたと思うが、船員人事台帳では21年4月まで在籍が確認できるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の船員保険被保険者資格の喪失日は、昭和20年1月1日であることが確認できる。

しかしながら、申立人の詳細な供述、複数の元同僚の証言及び申立人が平成7年5月30日付けでG社（申立期間当時はA社、現在は、B社）から証明を受けた船員人事台帳の写し（以下「船員人事台帳」という。）により、申立人は昭和19年8月22日から20年8月18日までF社に管理されていたC丸に乗船し、その後21年4月26日までA社に在籍していたことが確認できる。

また、A社（C丸）に係る船員保険被保険者名簿によると、i) 申立人の資格喪失欄には日付の記載が無い上、日本年金機構H事務センター記録審査グループ及び日本年金機構記録管理部記録業務グループによると、申立人のC丸に係る船員保険被保険者資格喪失日が記載された名簿及び船員保険被保険者台

帳（旧台帳）は見当たらないとしていること、ii）同名簿の申立人の備考欄に昭和20年1月1日の記載があり、その段に報酬月額（給料及び準給料の合計）が47円から62円へ、標準報酬等級が4等級（45円）から6等級（65円）へ変更になっている記載が確認できること、船員人事台帳において、申立人は同日に昇格し、給料が40円から50円に上がっていることが確認できる。

さらに、上記名簿において、昭和20年1月1日以前に船員保険被保険者資格を取得している65人（申立人を除く。）のうち、申立人と同様に備考欄に同年1月1日と記載されている14人のすべてについて、同日の段に変更後の標準報酬等級が記載されており、そのうちオンライン記録又は船員保険被保険者台帳（旧台帳）が確認できる12人全員が同日より後の資格喪失日となっている。

加えて、i）予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）を船員保険の被保険者とする制度が申立期間中の昭和20年4月1日から開始されていること、ii）複数の元同僚がC丸の下船時期及びA社の退職時期をそれぞれ記憶しているところ、当該複数の元同僚のオンライン記録によると、C丸を下船後のA社における退職時期まで船員保険被保険者記録が継続していることが確認できること等の理由により、A社に係る申立人の船員保険被保険者資格喪失日は21年4月27日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、C丸に乗船していた申立人と同職務の元同僚に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、昭和20年1月から同年3月までは65円、同年4月から21年3月までは120円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和20年1月1日から同年8月18日までについては、i）前述のとおり、当該期間に申立人はC丸に乗船勤務していたことが確認できること、ii）戦時加算該当船舶名簿において、A社のC丸は19年9月20日から21年3月31日までについて、加算区域航行期間であることが確認できること、iii）オンライン記録において、申立人の19年9月20日から20年1月1日までの船員保険被保険者期間及び当時、A社のC丸に乗船していた複数の元同僚の同被保険者期間に、戦時加算がされていることが確認できることから、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和25年3月31日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

また、昭和25年11月14日から同月24日までの期間については、申立人の同支店における資格喪失日に係る記録を25年11月24日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和25年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和25年11月14日から同月24日まで

私は、A社に継続して勤務していたのに、同社C支店に勤務していた昭和25年3月31日から4月1日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。記録を訂正してほしい。また、同社D支店に転勤するまでの被保険者記録も欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社が保管する社員台帳、申立人が所持する労働者名簿及び複数の元同僚の証言から、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社が保管する社員台帳、申立人が所持する労働者名簿には、所属先を記載した欄に「昭和25年3月15日付でC支店」の記載が確認できるところ、申立人は、「当時のA社には辞令後1週間（E県からF県へ異動する場合は2週間）以内に着任するという内規があった。」と主張していることに対し、複数の元同僚は、「そのような内規があったことを覚えている、3月15日付の辞令なら、3月末にはC支店に勤務していたはずである。」と供述していることから、25年3月31日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社C支店に係る昭和25年4月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと認められる。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、上記社員台帳及び労働者名簿から判断すると、申立人のA社C支店における資格喪失日は昭和25年11月24日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主は、申立人がA社において昭和21年2月12日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年2月から同年6月までは120円、同年7月から同年9月までは210円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和21年2月12日から同年3月31日までの期間については、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月12日から同年10月1日まで

私が所持する船員手帳から昭和21年2月12日から同年12月29日までB丸に乗船していたことが確認できるにもかかわらず、船員保険被保険者資格の取得日が21年10月1日であることに納得できない。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持している船員手帳によると、申立人は、雇入年月日の昭和21年2月12日から雇止年月日の同年12月19日までB丸に乗船し、見習として勤務していたことが確認できる。

また、A社から証明を受け、公共職業安定所の押印が確認できる船員失業証明票の写しによると、申立人の船員保険被保険者資格取得日は昭和21年2月12日であることが確認できる。

一方、申立期間に係るA社の船員保険被保険者名簿について、社会保険事務所は当該名簿が見当たらない旨回答している。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳によると、申立人の船員保険被保険者資格取得日の記載が無く、変更年月日記録記載欄外最上部に昭和21年11月1日との記載が確認できるが、オンライン記録によると、申立人の船員保険被保険者資格の資格取得日は21年10月1日であることが確認できるところ、日本年金機構記録管理部記録業務グループによると、資格取得日の記載が無い

理由については不明であるとしている上、変更年月日記録記載欄外の記録については後に書き加えられたものであるとしているが、他に申立人の同台帳は見当たらず、オンライン記録作成に当たって参照した記録がなにであるかは不明であるとしていること等から、申立人に係る同日以前の被保険者記録を記載した同台帳は、何らかの理由により失われた可能性が高いと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において適切な記録管理が行われていなかったと考えられ、事業主は、申立人が昭和21年2月12日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが妥当である。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の船員手帳の給与に関する記録から、21年2月から同年6月までは120円、同年7月から同年9月までは210円とすることが妥当である。

なお、前述のとおり、申立人はB丸に乗船し、見習として勤務していたことが確認できる上、戦時加算該当船名簿によると、同船の加算区域航行期間は昭和21年2月12日から同年3月31日であることが認められることから、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和28年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月21日から同年2月20日まで

私は、昭和23年3月1日にA社に入社し、60年6月30日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、同社本店からC出張所に異動となった際の記録が28年1月21日に資格喪失し、同年2月20日に資格取得とされ、厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の経歴書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社において継続して勤務し（昭和28年1月21日に同社本店から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る昭和28年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月29日から同年6月1日まで

私は、昭和34年4月16日にA社に入社し、43年3月21日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、同社B工場から本社に異動となった際の記録が34年5月29日に資格喪失し、翌6月1日に資格取得とされ、厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員カード等及び事業所の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、A社B工場は、「申立人のB工場での最終出勤日は昭和34年5月29日であり、同年6月1日から本社に出勤したと思われる。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和34年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤って最終出勤日を資格喪失日として届出を行ったと考えられるとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（23万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月29日

私は、平成19年4月1日から再任用職員として引き続きA社に勤務したが、同年6月分の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業所が届出を未提出であったため、記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支給明細書及びA社が保管する申立期間に係る厚生年金等集計表から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準賞与額（23万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から50年8月まで

公務員の妻も国民年金に加入できるとの広報を見て、はっきりしないが市役所で加入手続を行い、付加年金と共に納付書によって国民年金保険料を納めていた。最初の国民年金手帳に、初めて被保険者となった日が昭和45年と書かれていたことを覚えている。納付領収書を国民年金手帳と共に、夫の勤務先へ提出したことを覚えているが、最初に提出した国民年金手帳は返却されていない。夫の勤務先へ最初の国民年金手帳を提出した時、提出した届出に当時の住所ではなく本籍地を記入したことが、年金記録が消えた原因ではないかと思う。現在、所持しているオレンジ色の年金手帳が届いた時、年金記録の間違いに気付いたが、夫と相談の上、年金記録が消えることはないからと、そのままにしておいた。平成16年に65歳となり、社会保険事務所（当時）で年金受給申請時に年金記録を調べてもらったが、申立期間の年金記録がおかしいので、第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年に国民年金の任意加入の手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は50年8月21日に払い出されていることが確認でき、それ以前に、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和50年9月6日付けで国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は、国民年金の任意加入の対象期間であることから、申立人は、制度上、さかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、昭和45年1月から付加保険料を含めた国民年金保険料

を納付したとしているところ、付加保険料(制度導入当初は所得比例制保険料)の納付が開始されたのは同年10月からであり、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から同年7月まで

「ねんきん特別便」が届いたので、夫婦で社会保険事務所(当時)に赴いたところ、夫婦で別の期間に3か月の未納があることが分かった。

生前に夫は、夫婦一緒に国民年金保険料を納付したとしており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同手帳記号番号の払出日を検証したところ、複数人の任意加入被保険者の同手帳記号番号が、昭和49年8月に払い出されていることが確認できることから、申立人の夫が、申立人の国民年金の加入手続を行ったのは、同年8月であることが推認できる上、同記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、49年8月20日と記録されていることが確認できる。

また、マイクロ台帳によると、申立人の国民年金保険料の納付始期は、昭和49年8月となっていることが確認できる上、申立人が所持している昭和49年度の第2期分(7月から9月までの分)の国民年金保険料領収証書を見ると、申立期間の一部の同年7月の欄が棒線で抹消され、同年8月及び9月の2か月分として領収されていることが確認できることから、同台帳の記録と一致している一方、申立人が所持している国民年金手帳の国民年金被保険者資格取得日は49年5月17日と記載され、申立人の国民年金手帳の資格取得日の記載に、不適正な事務の取扱いがうかがえるものの、申立期間については、国民年金保険料の納付書が発行され、保険料の納付を行ったとする状況はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿

等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付があったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1657 (事案 902 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 42 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月から 42 年 1 月まで

当時、私は、個人商店に勤務しており、社会保険に加入していなかったため、両親に国民年金の加入と保険料の納付を共に任せていた。第三者委員会に国民年金の未加入期間の記録確認を申立てたところ、「両親ともに他界していることから、周辺事情が無い。」として記録の訂正は必要ないとの通知をもらったが、国民健康保険に加入しながら、国民年金に加入していないとは考えられない。通院していた病院の記憶があるので調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の同手帳記号番号は、夫婦一緒に昭和 52 年 8 月 1 日に払い出され、被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の同手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとしている申立人の母親は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立人の母親が当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな周辺事情として、申立期間当時に通院していた複数の病院の記憶があることから、国民健康保険に加入していたことをもって、国民年金にも加入していたと主張している。

しかし、申立人が記憶していた4か所の病院について調査したところ、3か所の病院が現在も開業しており、これらに対して聞き取り調査を行ったところ、申立期間当時も開業していたことが確認できたことから、申立人が当該病院に通院していた可能性が認められ、国民健康保険に加入していたとする主張の信憑性はうかがえるものの、申立人が同保険に加入していたことを示す資料、証言等は無く、同保険に加入していたことと国民年金に加入していたことの制度的な関連は無い上、申立期間における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を裏付ける具体的な事情は見当たらない。

また、市によると、申立期間当時、i) 国民健康保険と国民年金は担当者を分けて業務を行っていたこと、ii) それぞれ加入の意思表示があった上で、それぞれ加入手続が必要であること、iii) 保険料の収納方法や期別に関しても、同一性は無いことなどから国民健康保険に加入している者が、必ずしも国民年金に加入しているとは限らないとしている。

これらのことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から47年7月まで

私は昭和39年3月に国民年金の加入手続を行い、同年4月から任意加入した。子供が幼稚園のころだったと思う。私はA県出身で、近隣に住んでいた同郷の友人から話を聞いて、その人より約1年遅れて任意加入した。A県は年金加入に積極的で実母も国民年金に入っており、話を聞いて私も入ることになったことを覚えている。

当時の住所はB市で、昭和31年9月ころから30年間同じ場所に住んでおり、B市役所へ手続に行ったと思う。保険料は3か月に1回、中年の女性の人が集金に来ていた。初めのころ保険料は安かったが、だんだん金額が上がったことを覚えている。納付したことを証する紙は縦10センチ、横15センチくらいの^{だいたい}橙色だったと思う。その紙を年金手帳に^は貼っており、全部で3冊あったが、地震ですべて無くしてしまった。

現在の記録では、昭和47年から国民年金に加入したことになっているが、国民年金に加入していた母から勧められたこともあり、少なくとも39年4月ごろから加入して保険料を納付していたと思う。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、近隣に住んでいた同郷の友人の国民年金加入から約1年後の昭和39年4月ごろに加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、47年7月25日に払い出されていることが確認でき、オンライン記録及び国民年金被保険者原票によれば、申立人は同年8月8日に任意加入被保険者として資格取得していることが確認できる。

また、B市の国民年金被保険者名簿においても、申立人は、昭和47年8月8日に任意加入被保険者として資格取得していることが確認できる上、同名

簿の同年納付記録欄下の備考欄に「調査票作成」との記載があり、この記載についてB市では、「任意加入前の期間について、本人に照会するために調査票を発送したことが考えられる。」と回答していることから、同市は、同年より前の期間について申立人に対し加入履歴の確認を行った上で、同年8月から保険料を収納したものと考えられ、申立人はこのころに加入手続きを行い、保険料の納付を開始したものと推認でき、さらに、申立人に対して申立期間の納付が可能な上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料額及び保険料の納付方法についての記憶があいまいである上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年10月まで

私は、銀行を退職し、昭和46年2月にA市役所で国民年金の加入手続を行った。A市からB市に転入し、B市役所で国民年金の手続を行った時に、47年10月までA市で保険料が納付済みであることを確認し、初めて国民年金手帳をもらったので、システムが変更されたのかと安心した。同市で国民年金保険料を納付していたのに、未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年2月に、国民年金の任意加入の手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は47年10月20日に払い出されていることが確認でき、46年2月ごろに、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和47年11月15日に発行され、同日に任意加入被保険者として資格取得していることが確認できるところ、申立期間のうち47年3月を除く期間については、国民年金の任意加入の対象期間であることから、申立人は、制度上、さかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、A市役所で国民年金の加入手続を行ったが、A市では国民年金手帳の交付を受けていないとしている上、転入先のB市役所で国民年金の手続を行う時、昭和47年10月までの国民年金保険料は、A市で納付済みであることを確認し、同年11月から納付するように説明を受け、その時に初めて国民年金手帳をもらったとしているところ、申立人の住民票によると、申立人は、47年3月24日付けでB市に転居したことが確認できることから、住所

地が同市に異動しているにもかかわらず、A市において、昭和47年度の国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、申立人の供述に矛盾がみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から49年2月まで

昭和43年4月にA市の分譲住宅へ転居し、37年生まれの息子が通っていた幼稚園で知り合った知人から、サラリーマンの妻でも国民年金に入れると教えてもらい、A市役所で加入手続を行った。知人からは、100円多く保険料を納めればより多くの年金がもらえると言われたが、夫が会社の年金に加入しているので通常の保険料にし、黄土色又はオレンジ色のような手帳をもらって、毎月市役所に行って現金で保険料を納めた記憶がある。オレンジ色の年金手帳を残しておけばよかったと思うが、青い年金手帳が送られてきた時に、古いものは必要無いと思い焼却してしまった。43年から国民年金に加入したはずなので、詳しく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和49年3月25日に払い出されており、このころに初めて国民年金に加入したものと推認されるが、申立人は、任意加入被保険者であるため、申立期間は加入手続が行われた時点から遡^{そく}及して保険料を納付することはできない期間となる上、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和43年秋ごろに、次男が通っていた幼稚園の役員仲間である知人から、専業主婦でも国民年金に加入できると教えられ、直ちにA市役所で加入手続を行ったと主張しているが、当該知人は、自身の姉から任意加入制度を教えられてすぐに加入したとして、45年6月29日に任意加入していることが確認できる上、申立人は、当該知人から、国民年金保険料を多く納付すれば多くの年金がもらえることも聞いたと主張しているが、国民年金の付加

年金制度は、同年 10 月に施行されており、43 年に加入手続を行ったとする申立人の主張とは整合しない。

さらに、申立人は、毎月市役所に行って現金で保険料を納付した記憶があるとしているが、当時の納付月数は 3 か月単位であり、A 市では、原則として集金人が個別検認を行っていたとしていることから、申立内容と符合しない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から40年9月までの期間及び42年8月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月から40年9月まで
② 昭和42年8月から49年3月まで

昭和37年5月から40年9月までの期間について、私は結婚前で実家にいたが、当時同居していた妹によると、国民年金に加入していたとしており、私の母親が保険料を納付しているはずである。(申立期間①)

また、私は昭和47年6月ごろ、夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことから、A市役所のB支所に出向き、夫の国民年金の加入手続に併せて自分自身の加入手続も行った。その際、窓口で私の過去の保険料をさかのぼって納付できることを教えられた。納付した場所は明確に覚えていないが、約5年の期間について、10万円未満の保険料を納付したことを覚えている。当時、義母の死亡保険金が入ったか、実家の土地が売れて、実家からお金をもらったことがあったので、これを充てて納付したように覚えている。その後は、地元の納付組合を通じて納付を続けた。(申立期間②)

ねんきん特別便によると、申立期間の納付記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その妹が国民年金に加入していたということから、申立人についてもその母親が保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和50年1月に夫婦連番で払い出されていることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人の妹についても、申立期間①を含む20歳となった昭和39年*月から最初に厚生年金保険被保険者となるまでの期間の保険料は未納であることが確認できる上、申立人自身は保険料納付に直接関与していないため、申立期間①に係る保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間②について、申立人は昭和47年6月ごろ、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことから、A市役所のB支所に出向き、夫の国民年金の加入手続に併せて自分自身の加入手続を行い、約5年の期間について、10万円未満の保険料をさかのぼって納付し、その後は納付組合を通じて保険料を納付したと主張しているが、上記のとおり、申立人が加入手続を行ったものと推認される時点において、申立期間②の大部分は時効により、さかのぼって保険料を納付できない期間となる上、47年6月ごろに申立人が加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、A市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人が納付組合に加入した時点は、昭和52年8月10日と記録されており、申立内容と一致しない。

このほか、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料が納付されたことをうかがわせるその他の周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から47年11月まで

私は、昭和44年7月に出国し、A国のB大学へ私費留学をしていた。同年6月から47年12月に就職するまでの間は、私の将来のこと等を考慮して、母が私のために毎月、国民年金保険料を払ってくれていたと聞いた。

それなのに申立期間の年金記録が無いのはおかしい。調査をして記録を訂正してほしい。なお、私の母は、大変高齢なために当時のことを尋ねられても記憶が定かでないと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち昭和44年7月から46年8月までA国へ留学しており、戸籍附票上の住所も同国在住であることが確認できることから、当時の国民年金法上は国民年金の適用除外期間となる。

また、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号の払い出しは確認できない上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間前の会社を退職した昭和44年6月21日に国民年金の強制被保険者資格を取得し、別の会社に就職した申立期間後の47年12月1日に同資格を喪失しているが、これらの記録は、平成13年10月26日に追加されていることから、申立期間当時は未加入期間であったと推認され、申立期間について、集金員が国民年金保険料の徴収に訪れていたとは考え難い。

さらに、C市で申立人の母親が昭和44年6月ごろに加入手続きを行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から45年3月まで

足に障害を持つ私は、会社勤めもままならず昭和40年7月に退職し、そのまま、父母の「手に職をつけるように」との考えに従い、自宅でA業として何とか仕事に従事するようになった。国民年金についても、私の母親が加入手続を行い、保険料も近所の婦人会の人に払ってくれていたと思う。しかし、その母親も今年に入って亡くなり、当時の保険料の納付について証言してくれる者もいなくなったが、私の将来を心配していた母親が必ず保険料を払っていたはずなので、納付記録が無いと言われても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、亡くなった母親が、婦人会を通じて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、申立人は昭和45年ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となる上、申立人に対して、申立期間の納付が可能な上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 8 月 1 日まで
年金記録によると、私の A 社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 36 年 8 月 1 日となっている。
しかし、私は、昭和 36 年 4 月中には同社に入社したと記憶しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間に A 社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 33 年 7 月以降に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、住所が確認できた 24 人に厚生年金保険の加入状況について文書照会したところ、17 人から回答があり、そのうち、自身の入社日を記憶しているとする 8 人のうち 7 人が、「入社 3 か月（又は 4 か月）後に、厚生年金保険被保険者資格を取得した。」旨回答している（残る一人は、入社日に同資格を取得した旨回答）。

また、上記 7 人のうち 3 人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同じ昭和 36 年 8 月 1 日である上、当該 3 人は、申立人と同時期の「36 年 4 月（うち一人は 36 年 3 月か 4 月）に入社した。」旨回答している。

これらのことから判断すると、A 社では、当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A 社の当時の事業主は既に死亡しており、同社において社会保険関係の事務を行っていた者も所在が不明であることから、申立人の当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無い上、当時の同僚に照会しても、厚生年金保険に加入する前の期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 16 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、平成 15 年 4 月 1 日から 16 年 5 月 31 日まで A 社で勤務していたにもかかわらず、年金給付に反映されない期間があるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る被保険者記録のうち資格喪失日が申立期間①は 16 年 4 月 1 日に、申立期間②は同年 6 月 1 日とされ、申立期間①及び②は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間と記録されているため、申立人は、当該期間についても厚生年金保険の給付対象期間とするよう主張している。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る厚生年金保険法第 82 条第 2 項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合とされているところ、A 社から提出された職員賃金台帳及び平成 16 年分源泉徴収簿によると、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1839 (事案 792 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録について、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月 1 日から平成 6 年 6 月 1 日まで
② 平成 7 年 1 月 1 日から 8 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 53 年に会社を設立し、平成 10 年まで事業主として会社を経営していたが、昭和 61 年 3 月から平成 6 年 5 月までの期間及び 7 年 1 月から 8 年 7 月までの期間の標準報酬月額が不自然に引き下げられている。申立期間の標準報酬月額について、調査のうえ年金記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人から提出のあった給与明細書、確定申告書(控)において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額に係る厚生年金保険料以上の額が控除されていることが確認できるものの、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に^{そきゅう}遡及や訂正等がなされた形跡は無く、定期的に随時改定や定時決定の処理(合計 11 回)が行われていることが確認できる等、不自然な処理は見当たらないこと、ii) 申立期間②については、A社及びB社(A社と本店所在地及び代表取締役が同一)において、当該期間に厚生年金保険被保険者記録がある者(申立人を含む。)はすべて、平成 7 年 1 月 1 日から標準報酬月額が 9 万 2,000 円に引き下げられており、当該月額変更及び同年 10 月 1 日の算定基礎の処理日は、それぞれ同年 4 月 7 日、同年 9 月 8 日と一致していることが確認できること、iii) 代表取締役であった申立人が、オンライン記録どおりの月額変更届や算定基礎届を提出した覚えは無いと申し立てているが、申立人が関与せずに当該標準報酬の月額変更や算定基礎処理が行われたとも考え難いことから、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 21 年 8 月 10

日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに、B社での給与額を確認できる資料として、平成7年1月から同年5月までの当該事業所からの給与振込額が確認できる預金通帳を提出しているが、申立人は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、直接的なA社に係る資料ではなく、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録について、訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
② 昭和 39 年 5 月 18 日から同年 10 月 21 日まで
③ 昭和 39 年 11 月 12 日から 40 年 8 月 21 日まで
④ 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 11 月 1 日まで

年金の受給申請をしたところ、昭和 42 年以前に勤務していた 4 社における厚生年金保険加入期間についての脱退手当金が支払われていることがわかった。

脱退手当金の支給決定は、昭和 44 年 3 月 28 日に行われたとされているが、私は、42 年 11 月に A 社を退職後、43 年 * 月に二女を出産して二人の子育てに追われていたし、脱退手当金の制度自体を知らなかったので、請求の手続をするわけがない。

私は、脱退手当金を受給した覚えは無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間①から④までは同一記号番号で管理されているが、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の記号番号となっており、これは脱退手当金を受給したためにその後は異なる記号番号となったと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の印が押されているほか、申立人が受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 21 日から 38 年 3 月 25 日まで

私は、A社に、昭和 33 年 3 月 21 日から、38 年 3 月 25 日までの期間継続して勤務し、厚生年金保険にも加入していたが、結婚を理由に退職した。

年金記録によると、当該厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を昭和 38 年 12 月 5 日に受給したとされているが、私は、受け取った記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社本社は、文書照会に対し、「申立期間当時、退職者に対し脱退手当金に関する説明及び代理手続を行っていた。」と回答しており、また、申立人は、「退職時、会社担当者に厚生年金保険を脱退する旨を伝えた。」と供述しているところ、申立人の所持する厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる。当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたことを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

さらに、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月（昭和 38 年 3 月）を含む 36 年 8 月から 42 年 10 月までに同資格を喪失し、脱退手当金の支給要件を満たしていたことが確認できる女性被保険者 53 人（申立人を除く。）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、53 人中 23 人（4 割強）に脱退手当金の支給記録があり、23 人中 21 人は、申立人と同様に、同資格喪失日から一年以内に脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できる。

なお、上記 53 人のうち 30 人は、A社本社に係る上記名簿には脱退手当金の

支給記録が無いものの、この 30 人のうち、同社本社における厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日に同社の別の事業所で同資格を取得している者が 18 人おり、18 人中 12 人については、当該事業所における同資格喪失後に脱退手当金の支給記録（支給決定日は、同資格喪失日からすべて一年以内）が確認できる。

加えて、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月30日から22年6月20日まで

私は、終戦直後の昭和20年8月21日からA事業所に入社し、B事業所に転職する前日の22年6月20日まで同事業所で継続して勤務していたにもかかわらず、年金記録によると、同事業所における厚生年金保険の加入記録が21年12月30日までとされていた。

私は、A事業所を昭和21年の年末に退職した記憶は無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄は、「私は、A事業所とB事業所の両社共に、弟に就職をあっせんした。弟は、A事業所を退職する前に、既にB事業所の就職が決まっていたので、転職に際して空白期間は無かった。」と供述しているが、申立人が、A事業所で勤務していた期間については特定することができない。

また、オンライン記録により、A事業所において申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格が確認でき、かつ住所が判明した元従業員計5人に申立人の勤務実態について照会したところ、そのうちの一人は申立人を記憶していたものの、申立人が申立期間に在籍していたとする証言は得られない。

さらに、上記元従業員5人のうち、A事業所における勤務期間と厚生年金保険加入期間について照会できた二人はいずれも、「勤務期間と厚生年金保険加入期間は一致している。」と回答している。

加えて、申立人がA事業所の後に勤務したB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人のほか26人が、昭和22年6月21日に一斉に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうち住所が判明した3人に対し、同社の入社日について確認したと

ころ、3人のうち2人は、22年4月(新卒採用)、残る一人は同年6月7日と回答している。このことから判断すると、B事業所では必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

一方、申立人は、申立期間にA事業所で勤務していた根拠の一つとして、B事業所に入社する前日までA事業所で勤務していた点を挙げているが、上記のB事業所の元従業員3人の回答を踏まえると、申立人は、申立期間において既に同社に入社していた可能性が考えられる。

また、A事業所の事業主は、「申立期間に係る関連資料等は現存していない。」と回答している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から24年3月31日まで

私は、昭和17年3月にA社に入社し、同社B工場及びC工場において、24年3月末日まで勤務したが、年金記録では、20年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことになる。

当時、夜間学校に通いながら勤務し、宿直をしていたことも明確に記憶しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び元同僚が、「昭和23年ごろ、A社のB工場が閉鎖されたので、C工場に移った。」と証言していることから、申立人が、期間は特定できないものの、申立期間の一部において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に昭和20年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者が150人以上確認でき、同社は、終戦後、同被保険者について一斉にその資格を喪失させたことが推認できる。

また、上記の証言から、申立人は、申立期間のうち昭和20年10月から23年ごろまでは、A社B工場に勤務していたことが推認できるところ、同工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、厚生年金保険被保険者の全員が昭和20年5月18日までに同資格を取得し、21年8月1日までに同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時にA社及び同社B工場における厚生年金保険加入記録が確認できる元従業員81人に照会しても、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠を得ることはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1844

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月ごろから52年7月1日まで
昭和50年2月ごろから52年6月末まで、取締役として勤務したA社における厚生年金保険の記録が空白となっている。会社設立準備に関する各種申請手続を、B市の会計事務所に依頼した。その後、会社はC社に買収され、当時の資料は不明である。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

閉鎖登記簿謄本及び元同僚の証言により、申立人がA社の代表取締役として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所名簿において、A社及び同社と類似する名称の事業所名は確認できない上、申立人が事業所設立時の社会保険手続を依頼したとするB市の税理士事務所は、「申立事業所は従業員数が少なかったため、社会保険には加入していなかったと思う。当事務所は税理業務のみをしていた。」と証言していることから、当該事業所は適用事業所ではなかったことが推認できる。

また、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社の設立日は、昭和51年5月*日であることが確認できる上、申立人は、「申立期間直前に勤務したD社を退職(49年9月)した後、健康保険任意継続被保険者の期間が1年ぐらいいあった。」と供述しており、申立期間初めの50年9月ごろまでは健康保険任意継続被保険者であった可能性が考えられる。

さらに、申立人がA社において、共に厚生年金保険に加入していたはずとする元同僚二人の申立期間におけるオンライン記録によると、A社での厚生年金保険被保険者記録が確認できないものの、関係のあったE社及びF社における厚生年金保険被保険者記録がそれぞれ確認でき、後者の元同僚は、「当時の申立事業所に関する資料は地震により滅失しており、E社の代表取締役も既に死亡している。」と回答しているなど、申立人の厚生年金保険加入について確認することができない。

加えて、E社及びF社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立人が申立事業所を買収したとしているC社においても、申立期間直後の厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立期間に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1845

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年4月10日から同年9月1日まで
② 昭和17年9月10日から同年11月24日まで
③ 昭和19年3月1日から同年5月30日まで
④ 昭和19年6月28日から同年7月14日まで
⑤ 昭和19年9月23日から同年10月3日まで
⑥ 昭和26年11月7日から27年3月17日まで
船員保険に係る記録に間違いがある。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、すべての申立期間について船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを主張している。

しかし、申立人は各申立期間について、当時の同僚について記憶が無く、当該同僚に対して聞き取り調査を行うことはできず、申立人の勤務実態及び当時の状況について確認することができない。

また、申立期間①から⑤までについては、A社が保管する申立人に係る船員保険被保険者票（B社名簿）によると、申立人は、昭和17年9月1日にC丸において船員保険被保険者資格を取得し、同年9月10日に同資格を喪失、同年11月24日にD丸において同資格を再取得し、19年2月28日に同資格を喪失、同年5月30日にE丸において同資格を再取得し、同年6月28日に同資格を喪失、同年7月14日にF丸において同資格を再取得し、同年9月23日に同資格を喪失、同年10月3日にG丸において同資格を再取得した記録がそれぞれ確認でき、申立人に係るオンライン記録と一致しており、このほかに申立人に係る船員保険被保険者記録は確認できない。

さらに、昭和20年4月1日以前には、「適用船舶に乗り組むため雇用されている者で、船内で使用されていない者」（以下「予備船員」という。）については、船員保険の適用が無かったところ、申立人は、申立期間①及び②については、「入社後、研修のために船に乗っていなかった。17年11月24日にD丸に乗

船する前は、いったん下船していた。」、申立期間③について、「D丸に乗船中、H軍からの艦砲射撃を受けて私は足を負傷した。申立期間③については、I市に帰港後下船しJ病院に入院していた期間である。」、申立期間④について、「J病院退院後、K地に行きE丸に乗船した。E丸下船後は、再びI市に戻った。」、申立期間⑤について、「F丸に乗船中、L島で船を乗り上げてしまい動けなくなった。私一人が下船して船の見張りをしていた。その後、引揚げ船に乗るため、M市に来た。」と、それぞれ供述しており、申立期間①から⑤について申立人は予備船員であったことが認められる。

申立期間⑥については、A社が保管する申立人に係る船員保険被保険者カード（以下「N名簿」という。）によると、申立人は、昭和26年11月7日に船員保険被保険者の資格を喪失し、27年3月17日に同資格を再取得した記録が確認でき、申立人に係るオンライン記録と一致している。

また、A社は、「申立人は申立期間⑥について、療養のため休職していた期間である。」と回答しており、N名簿によると、昭和27年3月17日に船員保険被保険者資格を再取得した際の適用欄には「全治復帰」と記載があるところ、申立人は、「引揚げ船を下りた後、病気療養のため実家のあるO地に半年ほど帰郷した期間である。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①から⑥における船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 11 月 10 日まで
私は、夜間高校を卒業後の昭和 33 年 4 月に、自営業を営むA店に入社し、35 年 11 月 10 日まで住み込みで働いていた。
A店で勤務していた間、歯科医院に通ったことがあり、その時に健康保険証を使っているはずなので、厚生年金保険にも加入していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B市又はC市にあったA店で勤務していた。」と主張しているが、所在地を管轄する法務局に当該事業所の商業登記は無い上、厚生年金保険新規適用事業所名簿によると、昭和 25 年から 35 年までに、B市及びC市で登録している新規適用事業所の中にA店の名称は見当たらず、同市内で「A店」に名称が類似する 4 事業所についても、厚生年金保険の適用事業所となったのは、いずれも申立期間より後であることが確認できる。

また、申立人は、「A店で勤務していた従業員は、事業主を含め 4 人程度であった。」と主張しており、申立期間当時、A店は厚生年金保険の適用事業所の要件（従業員数 5 人以上）を満たしていなかったことが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚等の氏名を記憶していないことから、同僚等から聞き取り調査を行うことができない上、申立期間において使用したとする健康保険証についても、その色や形状についての記憶が無いことから、当時の状況の詳細について、確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無い上、ほかに、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。